

開会の日 令和8年3月9日(月)
場 所 委 員 会 室

◆出席委員(6人)

委員長	森	要
副委員長	中 田	利 昭
委員	小笠原	美保子
委員	上ヶ吹	豊 孝
委員	住 田	清 美
委員	野 村	勝 憲

◆欠席委員(なし)

◆説明のため出席した者の職氏名

市長	都 竹	淳 也
副市長	藤 井	弘 史
環境水道部長	谷 口	正 樹
環境課長	古 田	善 尚
環境課施設長	中 田	賢 一
環境課衛生係長	神 田	尊 浩
農林部長	野 村	久 徳
農林部次長兼農業振興課長	堀之上	亮 一
林業振興課長	佐々木	秀 信
畜産振興課長補佐	蒔 田	善 巳
畜産振興課主幹家畜診療所管理者	古 川	尚 孝
基盤整備部長	横 山	裕 和
建築企画監	田 中	義 也
建設課長	政 井	真 一
建設課長補佐兼管理係長	吉 澤	智 之
建築住宅課長補佐兼管理営繕係長	澤 田	充 弘

◆職務のため出席した事務局員

議会事務局長	砂 田	健 太郎
書記	畠 中	み な み

◆ 本日の会議に付した事件

1. 付託案件審査

議案第25号 飛騨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

議案第26号 財産の無償譲渡について（宮川町種蔵地内）

議案第27号 飛騨市家畜診療所設置条例の一部を改正する条例について

議案第28号 市道路線の廃止について

議案第29号 飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について

議案第1号 損害賠償の額の決定について

2. 閉会中の継続調査について

3. その他

(開会 午前10時00分)

◆開会

●委員長（森要）

皆さんおはようございます。ただいまより、第3回産業常任委員会を開きます。本日の出席委員は全員であります。

会議録署名は委員会条例第30条の規定により、委員長がこれを行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付のとおりです。

審査に入る前にお願いをします。委員の発言はまず挙手をし、委員長の指名を受けた後、マイクを使い自己の名前を教えてください。質疑は一问一答制とし、要領よく簡潔に行われますようお願いいたします。

次に、理事者側の説明において、議案の朗読を省略することとします。また、部長以外の職員が説明及び答弁する場合は、委員長の指名を受けた後、課名と氏名を告げてから発言してください。以上、ご協力をお願いします。

◆1. 付託案件審査

議案第25号 飛騨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

●委員長（森要）

それでは付託案件の審査を行います。

議案第25号、飛騨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。説明を求めます。

(「委員長」との声あり) ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長（森要）

谷口環境水道部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□環境水道部長（谷口正樹）

議案第25号、飛騨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案の要旨で説明いたしますので、4ページ目を御覧ください。提案理由は、プラスチック一括回収を開始することに伴う改正でございます。

制定改廃の根拠等につきましては、市独自の改正でございます。

条例の概要ですが、まず改正の趣旨は、これまでプラスチック製容器包装は、容器包装リサイクル協会の指定法人にて再商品化されておりましたけども、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第33条第1項に規定するプラスチック製品を含めたリサイクルを促進するための認定を令和7年12月1日に取得し、令和8年4月1日からプラスチック一括回収を開始いたします。プラスチック一括回収では、プラスチック製容器包装とプラスチック製品を合わせ、プラスチック類とし、本条例改正により、ごみの種類の名称変更を行うものでございます。また、紙容器包装を紙類への名称変更も併せて行うものでございます。

市民への影響等につきましては、これまでプラスチック製容器包装、プラマークのあるもの

外は可燃ごみで出すルールとなっておりましたが、プラスチック一括回収により、市指定ごみ袋に入る大きさのプラスチック製品であれば出すことが可能となります。プラスチック素材100%であれば出すことができることから、分別方法が分かりやすくなるというふうに考えております。なお、施行日は令和8年4月1日です。

また、備考欄に記載のとおり、説明会、ごみ分別収集カレンダー及び各種媒体による市民周知を実施しております。説明は以上です。

●委員長（森要）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（上ヶ吹豊孝）

1つ教えてください。ここの市民への影響等のところで、プラスチック素材100%であれば出すことができるというふうに出たてあるんですが、物によってプラスチック100%ではないっていうものはあるんですか。

●委員長（森要）

説明を求めます。

□環境課長（古田善尚）

例えば、バケツで取っ手の部分は鉄で本体はプラスチックであるとか、あるいは木材がひつついたプラスチックのおもちゃであるとか、そういったものが該当するかと思いますが、そういったものについてはそれぞれ分けて出していただければというふうに考えております。

○委員（上ヶ吹豊孝）

分かりました。それは今までも同じことだったので、逆にこの文章を見ると、見た目はプラスチックに似ているけども本当は素材が違うとかっていう意味合いに見えたので、その鉄の部分は今までもばらしたりしてやっていたので、その意味合いかなと思って。今までずっと、20年近く分別して慣れているので、可燃ごみで出したりしても問題はないということでしょうか。

●委員長（森要）

説明を求めます。

□環境課長（古田善尚）

今後はできるだけリサイクルするために、可燃ごみのほうから青い袋のほうへ出していただければというふうに考えております。

○委員（野村勝憲）

これは分かりやすく、いいことだと思いますけど、市民にスピード感を持って周知徹底しなければいけないんですね。4月からなのでもう20日切ってしまっているのです。説明会をされるとか書いてありますけども、具体的にいつ説明会をやって、ここにも各種媒体って書いていますけども、どのような方法で告知をされるのかちょっと教えてください。

●委員長（森要）

説明を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

まず説明会ですが、3月3日に河合町、それから3月4日に宮川町、3月5日に神岡町、それ

から3月6日は古川町で説明会を行いました。また、ごみ分別カレンダーにつきましては3月上旬に既に配布済みでして、その中のページでもお知らせしています。また、各種媒体といたすのは、まずホームページ、こちらは2月2日に公開しております。こういったチラシですね、このチラシは2月16日に全戸配布しております。それから、ごみ出し支援アプリにつきましても4月1日から運用を開始する中で、プラスチックのほうのお知らせもする予定でございます。

●委員長（森要）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（中田利昭）

塩化ビニール等は恐らくプラスチックには入らないと思うんですけど、市民の方はその辺の区別はどうされるかちょっと教えてください。

●委員長（森要）

説明を求めます。

□環境課長（古田善尚）

恐らく農業用のビニールハウスのことかと思いますが、それにつきましては産業廃棄物となりますので、農業協同組合のほうへ今までどおり出していただくようお願いいたします。

●委員長（森要）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決をします。本案は、原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

◆休憩

●委員長（森要）

ここで説明職員入替えのため、暫時休憩とします。

（ 休憩 午前10時08分 再開 午前10時09分 ）

◆再開

●委員長（森要）

休憩を解き会議を再開します。

◆議案第26号 財産の無償譲渡について（宮川町種蔵地内）

●委員長（森要）

次に、議案第26号、財産の無償譲渡について（宮川町種蔵地内）を議題とします。説明を求めます。

□農林部長（野村久徳）

それでは、議案第26号について御説明いたします。本件は、旧宮川村の昭和30年代に国と村が締結した官行造林契約地について、当時の念書及び経緯を踏まえ、実質的権利者である地縁団体の種蔵区へ土地を無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号に基づき議決をお願いするものです。

当該土地は、制度上やむなく村名義とされていましたが、念書により事実上の権利は区へ帰属し、収益配分や将来の無償移転も定められていました。現在は権利関係の整理が完了しております。これらの経緯から、本件土地は実質的に種蔵区が管理・利用してきたものであり、権利関係を実態に合わせて整理するため、無償譲渡するものです。なお、国持分取得相当額は区から市へ納付され、登記手続は市が行いますが、登録免許税等の費用は区負担で調整済みです。

以上により、本件土地の無償譲渡について議決をお願いするものです。以上で説明を終わります。

●委員長（森要）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決をします。本案は、原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

◆議案第27号 飛騨市家畜診療所設置条例の一部を改正する条例について

●委員長（森要）

次に、議案第27号、飛騨市家畜診療所設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。説明を求めます。

□農林部長（野村久徳）

それでは、議案第27号について説明いたします。飛騨市家畜診療所設置条例の一部改正です。

4ページの条例関係議案要旨を御覧ください。提案理由は、家畜診療所の位置及び妊娠診断に関する金額の変更並びに時間外診療費に関する規定の追加に伴う改正です。

概要は、家畜診療所の薬品庫を飛騨農業協同組合吉城営農センターから飛騨市役所西庁舎地下に移設したことに伴い、所在地を改正するものです。

時間外診療費の規定の追加は、家畜診療所の獣医師が4名体制に整ったことから、時間外診療を可能な範囲で対応するために追加し、妊娠鑑定料の変更は、民間事業者の水準に合わせるために変更するものです。以上で説明を終わります。

●委員長（森要）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（住田清美）

家畜診療所の位置の変更についてお尋ねします。市役所西庁舎の地下に薬品庫を移設したということなんですが、地下って多分地下駐車場の一角ではないかと思われるのですが、薬品なので安全性とかその辺のところはいかがでしょうか。

●委員長（森要）

説明を求めます。

□畜産振興課長補佐兼畜産係長（蒔田善巳）

まず、西庁舎地下に移設しました薬品につきまして、アルコール類、危険物になるものは倉庫外で保管しまして、倉庫の中につきましては可燃性のない安全なもののみをそちらのほうに保管をしておる状態であります。

○委員（住田清美）

では、危険性のあるものについてはどちらに保管されているのでしょうか。

●委員長（森要）

説明を求めます。

□畜産振興課長補佐兼畜産係長（蒔田善巳）

可燃性のある消毒用のアルコールになりますが、こちらにつきましては庫外で保存ということで、各先生方の車ですとか、従来のところ保存となっております。

●委員長（森要）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（野村勝憲）

獣医師が4名体制になったということで、これは非常にいいことだと思うんですけども、理想としては、広いエリアなので5～6名体制が必要なんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどうなんですかね。

●委員長（森要）

説明を求めます。

□畜産振興課主幹家畜診療所管理者（古川尚孝）

現在、家畜診療所は私も含めた4名体制ですけど、これまで私がいたときに、畜産行政と家畜診療をともにやってきたときは大変だったんですけど、今どちらかといえば家畜診療、人工授精、受精卵移植、そちらのほうを専門的にやってくれているので、今の人数の体制でやっていけるんじゃないかなと思います。

●委員長（森要）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決をします。本案は、原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

◆休憩

●委員長（森要）

ここで説明職員入替えのため、暫時休憩とします。

（ 休憩 午前10時15分 再開 午前10時16分 ）

◆再開

●委員長（森要）

休憩を解き、会議を再開します。

◆議案第28号 市道路線の廃止について

●委員長（森要）

次に、議案第28号、市道路線の廃止についてを議題とします。説明を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

それでは議案第28号、市道路線の廃止について説明申し上げます。道路法第10条第1項の規定

により、市道路線を別紙のとおり廃止する。

3 ページをお願いいたします。廃止する路線は中野23号線で、古川町中野地内、位置は図面のとおりでございます。

4 ページをお願いいたします。提案の理由でございます。当該市道の沿線に大規模特定河川事業に伴い工場が移転するため、既存の道路を付け替えし、利便性を向上させるため、市道を廃止するものでございます。

議案上程の根拠等でございますが、道路法第10条第1項の規定により議決を求めるものでございます。

議案の概要、提案理由でございます。中野23号線の延長は216.2メートル、道路幅員3メートルから4メートルでございます。市道廃止後は、付け替え道路の利用者は農業者に限定されるため、付け替え後の道路は農道として管理するものでございます。市民への影響等は特にございません。

ただいま机上に配付しました参考資料のほうで、補足の説明をさせていただきます。現状が廃止前で市道中野23号線が真っすぐに通っておるわけでございますが、廃止後、この下の図面でございます。この青で囲んだところに工場が移転する計画でございまして、工場から先の部分の市道を赤線のほうに折り曲げて、市道のほうへ付け替えを行います。これを付け替えた後は農道として管理するということで、工場から先の部分を交換いたしまして、既存の市道と新しい道路を交換をして機能交換をしていくということで、今回市道の廃止を行うものでございます。説明は以上でございます。

●委員長（森要）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（上ヶ吹豊孝）

廃止後は農道になるということなのですが、結局農道ですから、管理には市はタッチしないということですよ。そういったことでよろしいですか。

●委員長（森要）

説明を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

農道も管理者は市でございまして、道路法上の市道ではなくて、農道として法定外公共物としての道路として管理していくということでございまして、管理者はあくまでも市でございます。

○委員（上ヶ吹豊孝）

そうすると、農道ですから冬はあまり農業に関係ないかもしれませんが、冬の除雪も必要によっては市でやっていただけるということでしょうか。

●委員長（森要）

説明を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

現状、中野23号線も除雪を行っておりません。沿線が農地しかございませんので、新たに農道になっても除雪する計画はございません。

○委員（野村勝憲）

今資料をもらった中で、廃止後ということで、ここに工場ができるわけですね。この工場はど

のくらいの規模で、ここは当然乗用車が通ると思いますけども、その辺のことをちょっと説明いただけますか。

●委員長（森要）

説明を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

現在、古川町谷地内で営業を行っております整備工場でございます。大規模特定河川の宮川の河川改修でかかるものですから、移転補償でこちらへ移転してくるということでございます。乗り入れは県道側から出入りをしますのです、この付け替え農道のほうからは出入りはしませんので、支障はないということでございます。

●委員長（森要）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決をします。本案は、原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

◆議案第29号 飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について

●委員長（森要）

次に、議案第29号、飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。説明を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

それでは、議案第29号について説明をいたします。飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について。提案理由は、観光施設の使用時間の拡大及び使用料の追加等に伴う改正でございます。

11ページをお願いいたします。議案の要旨で説明を申し上げます。条例の改正概要でございますが、改正の趣旨及び内容といたしまして、1番、使用時間の拡大でございます。数河グラウンド、古川ふれあい広場施設、流葉自然休養村グラウンド及び流葉交流広場について、利用機会の増加を図るため、日の出や日没の状況に応じて使用時間を弾力的に設定できるようにするものでございます。こちらは別表の第1の関係でございます。

2つ目としまして、使用料の追加。古川総合交流ターミナル施設（ホテル季古里）、あとアス

ク山王及びやまびこ館について、様々な利用者ニーズに応えられるよう、貸室等の使用料を新たに設けるものでございます。こちらも別表第1の関係でございます。

市民への影響でございます。1番のほうは、利用する時間帯の選択肢が増加するという一方で、特に悪影響はございません。2番、貸室等だけの利用も可能となるということで、市民への影響は特にございません。施行日は令和8年4月1日といたします。

詳細は新旧対照表で説明いたしますので、7ページのほうをお願いいたします。7ページの右側、改正案のほうを御覧ください。別表第1でございます。こちらの古川総合交流ターミナル施設につきまして、改正では、こちらの多目的交流室から下の4室でございますが、こちらを今まで団体利用の1人1泊5,500円の使用料しかございませんでしたが、日帰り利用を追加いたしました。多目的交流室では1室1時間1,100円、営農研修室Aでは1時間880円、営農研修室Bも880円、視聴覚室も1時間880円ということで、宿泊者以外の利用も1時間ごとに貸出しができるように改正を行うものでございます。

下段、数河グラウンドでございます。こちらにつきましては、これまで早朝は6時から8時まで、夕方は17時から18時までという決まった時間での貸出しでございましたが、こちらを朝晩の状況に応じて弾力的に貸出しができるように、1時間当たりで改正をするものでございます。次ページをお願いいたします。数河平成グラウンドにおきましては、夕方1時間が1,650円だったものに合わせまして、朝も2時間貸しではなく1時間ごとに1,650円で貸出しができるように改正するものでございます。数河高原グラウンドにつきましても夕方と同様に朝も1時間880円、数河緑地広場につきましても同じく880円、古川ラグビー場につきましても朝1,650円、数河高原ラグビー場につきましても1,650円ということで、朝と夕方をそれぞれ1時間貸しができるように改正を行うものでございます。

下段の古川ふれあい広場につきましても、同じく早朝と夕方を1時間当たりの貸出しにするものでございまして、古川ふれあい広場施設、WAからXまで、それぞれ2,200円から1,650円、ふれあいの森広場につきましても880円ということで、夕方と同様の1時間当たりの貸出しに揃えるものでございます。

次ページをお願いします。2段目のアスク山王でございますが、こちらにつきましては宿泊棟のみ貸出しを規定しておりましたが、交流棟、農産加工棟、体験実習棟につきましても、1棟1時間ごとに貸出しができるように規定するものでございます。

中段のやまびこ館につきましても、客室のほかに研修室を1時間ごとに貸出しができるように規定するものでございます。下段でございます。流葉自然休養村グラウンドにつきましても、こちらにつきましても、先ほどのグラウンドと同様に、早朝と夕方を1時間ごとに貸出しができるように、早朝に880円の利用料を規定するものでございます。

次ページをお願いいたします。流葉交流広場でございます。こちらも早朝と夕方を1時間当たりということで、1,650円に規定するものでございます。

下段、別表第2でございます。こちらにつきましては、夏季特定日の加算対象とする日の規定を変更するものでございますが、7月の第3火曜日にあたる場合は、その日前においてその日に最も近い土曜日から8月30日までというところを変更するものでございますが、これは海の日が第3月曜日でございますが、今年のように21日が火曜日の場合は20日が海の日となります。こう

いう年は18日の土曜日から20日の月曜日までと海の日までが3連休となりますが、この場合に、18日の土曜日から21日以降まで連続して夏季特定日とできるように改正するものでございまして、これがない場合は20日のみが特定日にならないことから、1日空くものですから、連続して3連休から夏季特定日とできるように改正をしたいというものでございます。説明は以上でございます。

●委員長（森要）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（野村勝憲）

7ページの古川総合交流ターミナル施設、これはホテル季古里のことだと思いますけども、ここに日帰りのことが記されているわけですけども、これの要望があったから日帰りを設定して料金を入れたということなんでしょうけれども、そういう要望というのは市外の方からが多かったんですかね、あるいは市内の方からの要望ですか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□建築企画監（田中義也）

これは指定管理者のほうから、こういった多様な利用方法で貸出しをしたいということで御要望があって、実際にお客様の形態が市内・市外ってことは伺っておりませんが、これまで宿泊者利用に限定されておったものが、日帰りでも会議室とかで利用したいという指定管理者からの要望に基づく改正になります。

○委員（野村勝憲）

私の記憶では、実際に行ったこともありますけど、宴会は日帰りでやっていましたよね。それはそれとして、今まで過去にあったわけですね。そうじゃなくて研修を含めた、そういったところに力点を置くということでのことなんでしょうかね。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□建築企画監（田中義也）

そのとおりで、会議室とか打合せとかに使う形態を想定しています。

●委員長（森要）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（上ヶ吹豊孝）

ちょっと教えてください。今1時間単位で貸出しできる金額が880円ってあるんですが、この根拠を教えてください。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□建築住宅課長補佐兼管理営繕係長（澤田充弘）

ホテル季古里の部屋の料金に関しましては、まず多目的交流室の1,100円と880円とのバランスについては、部屋の大きさのある程度分類いたしまして、他施設との兼ね合いなんかも加味しましてこの金額に設定しております。

○委員（上ヶ吹豊孝）

ここに100円以下は切捨てというふうに書いてあるんですけども、結局2時間借りたら、はしたが60円出てしまうんですが、900円とかそういった切りのいい額にすれば切捨てがなくなるような気がするんですが、なぜここまで細かくしないといけないのですか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□建築住宅課長補佐兼管理営繕係長（澤田充弘）

備考欄の使用料の規定のことかと思いますが、こちらの備考欄の3に関しましては、特定日等の加算料金の取扱いでございますので、880円という料金に対して切り捨てるというものではありませんのでよろしくお願いいたします。

●委員長（森要）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決をします。本案は、原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

●委員長（森要）

以上で当委員会に付託された案件の審査は終了しました。ここでお諮りします。ただいま議決しました5案件に対する委員会報告書の作成につきましては、会議規則第109条の規定により、委員長に一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

御異議なしと認めます。よって、委員会報告書の作成については、委員長に一任することに決定しました。以上で付託案件審査を終わります。

◆休憩

●委員長（森要）

ここで暫時休憩といたします。

(休憩 午前10時35分 再開 午前10時36分)

◆再開

●委員長（森要）

休憩を解き、会議を再開します。

◆2. 閉会中の継続調査について

●委員長（森要）

次に、2、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

審査あるいは調査中の事件について、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申出を行いたいと思います。

調査対象事業としては、令和8年度の所管部署の主な事業について記載をしておりますが、これ以上に追加すべき事業がありましたら御意見をお願いします。

□議会事務局長（砂田健太郎）

ちょっと補足をさせていただきます。今回の申出書のところに記載しております事業のうち、今回の議案第11号で出ております部の新設に伴いまして、所管事務として総務常任委員会のほうに新しい部分については位置づけるということが先日の議会運営委員会のほうで決まっております。その振り分けで、今まで基盤整備部のほうで所管しておりました住宅関係とか、そういったところについては総務常任委員会のほうに移しておるということになっておりますので、昨年と比較しますとその部分が抜けております。そういったことで御理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

●委員長（森要）

それでは質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

質疑なしと認めます。それでは、修正はないということを確認しました。

閉会中の継続調査の申出を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

異議なしと認め、閉会中の継続調査について申出を行うことに決しました。

◆3. その他

●委員長（森要）

ほかに皆様から何かありませんか。

（「なし」との声あり）

◆閉会

●委員長（森要）

それでは、以上で第3回産業常任委員会を閉会します。お疲れさまでした。

（ 閉会 午前10時38分 ）

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

産業常任委員会委員長 森 要